

成田市余熱利用施設整備運営事業
実施方針（案）の修正について
【新旧対照表】

令和6年12月13日
成田市

成田市余熱利用施設整備運営事業
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1	2	第1章	第1節	4	(2)	イ	災害に対応できる信頼性のある施設	災害時(豪雨、断水等の場合 ※停電以外) 具体策 ＝	災害時(豪雨、断水等の場合 ※停電以外) 具体策 ・受水槽の非常用給水栓を設け上水を確保。
2	2	第1章	第1節	4	(2)	イ	災害に対応できる信頼性のある施設	災害時(停電の場合) 目標とする対応 ＝ 具体策 ・マンホールトイレを整備。 ・車いす利用者等が2階にいる場合を想定し、昇降機1回程度の稼働を想定。 ・備蓄倉庫の整備。 ＝	災害時(停電の場合) 目標とする対応 <u>地域の自主避難施設</u> 具体策 ＝ 車いす利用者等が2階にいる場合を想定し、 <u>エレベーター</u> 1回程度の稼働を想定。 ＝
3	3	第1章	第1節	5			事業の対象となる公共施設等	運動施設(プール(25mプール、幼児用プール等)、トレーニングジム、スタジオ(フィットネス等))	運動施設(プール(<u>メイン</u> プール、幼児用プール等)、トレーニングジム、スタジオ(フィットネス等))
4	5	第1章	第1節	7	(5)	オ	運営業務	学校利用に関する運営業務	<u>自主事業</u> (学校利用に関する <u>支援業務</u>)(必須)
5	5	第1章	第1節	9			提案施設について	事業者は、本事業の目的に即し、本施設としての役割を充足する機能等を有する施設を「提案施設」として、本事業の予定価格の範囲内で本施設内に提案し、その整備及び維持管理・運営を行うことができる。	事業者は、本事業の目的に即し、本施設としての役割を充足する機能等を有する施設を「提案施設」として、本事業の予定価格の範囲内で提案し、その整備を行うことができる。また、 <u>運営収入をもとに、独立採算事業として、その維持管理・運営を行うことができる。</u>
6	6	第1章	第1節	10	(2)	ア	利用料金収入	ア 利用料金等収入	ア 利用料金収入
7	10	第2章	第2節	4			落札者決定を決定しない場合	本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。	本市は、事業者の募集、評価及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。
8	14	第2章	第3節	2	(10)		入札参加者の制限	第2章第5節に記載の審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。	第2章第5節に記載の選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

成田市余熱利用施設整備運営事業
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
9	15	第2章	第3節	4			SPCの設立等	入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として本事業を実施するSPCを成田市内に設立すること。	入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として本事業を実施するSPCを成田市内に設立すること。なお、事業予定地内に設立することは妨げない。
10	16	第2章	第5節				評価及び選定に関する事項 ※共通の文言を修正	審査	評価
11	19	第3章	第1節				関連工事	・令和7年3月ごろまでにアクセス道路工事(表面部を除く)完了予定 ・令和8年9月ごろまでに造成工事完了予定	・令和7年9月ごろまでにアクセス道路工事(盛土まで)完了予定 ・令和9年3月ごろまでに造成工事完了予定
12	20	第3章	第2節	1			プールエリア プール機能	25m×8コース(歩行兼用)	メインプール
13	20	第3章	第2節	1			共用エリア 地域物産等スペース	隣接する屋外イベント広場との一体利用も想定	屋外の憩いの広場を隣接させ、一体的に利用できるものを想定
14	20	第3章	第2節	1			共用エリア その他共用部	自販機コーナー	＝
15	20	第3章	第2節	1			運営管理エリア	事務室	事務室兼管理室
16	20	第3章	第2節	1			その他	ゴミ保管スペース 休憩所	ゴミ保管スペース 休憩室
17	20	第3章	第2節	1			外構	一般車駐車場(220～230台程度 ※多目的広場(臨時駐車場)と合算時)、大型バス駐車場(2台以上)、職員用駐車場	一般車駐車場(220～230台程度 ※多目的広場(臨時駐車場)と合算時)、大型バス駐車場(2台以上)、職員用駐車場、EVステーション
18	20	第3章	第2節	1			外構	イベント広場	憩いの広場

成田市余熱利用施設整備運営事業
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後																																																																																											
19	25	第8章	第4節				実施方針等に関する質問及び意見の受付等	1. 実施方針(案)に関する質問及び意見の受付 2. 実施方針(案)に関する質問及び意見への回答	=																																																																																											
20	30						資料 1:リスク分担表	<table><tr><th>No</th><th colspan="2">リスクの種類</th><th>リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th>本市</th><th>事業者</th></tr><tr><td colspan="6">(略)</td></tr><tr><td>72</td><td rowspan="5">維持管理・運営段階</td><td>施設瑕疵</td><td>施設に補修を要する瑕疵が見つかった場合</td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>73</td><td>施設譲渡</td><td>本市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用</td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>74</td><td rowspan="3">泉源 (代替掘削)</td><td>泉源の供給湯量の低下、温度低下 ※2</td><td colspan="2">協議事項</td></tr><tr><td>75</td><td>泉源の枯渇 ※3</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>76</td><td>事業者の過失（設備不良、掃除不足等）による泉源の供給湯量低下、温度低下及び枯渇</td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>77</td><td>移管</td><td>事業の終了 手続</td><td>事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業終了手続きの不備による損害</td><td></td><td>●</td></tr></table>	No	リスクの種類		リスクの内容	負担者						本市	事業者	(略)						72	維持管理・運営段階	施設瑕疵	施設に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●	73	施設譲渡	本市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		●	74	泉源 (代替掘削)	泉源の供給湯量の低下、温度低下 ※2	協議事項		75	泉源の枯渇 ※3	●		76	事業者の過失（設備不良、掃除不足等）による泉源の供給湯量低下、温度低下及び枯渇		●	77	移管	事業の終了 手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業終了手続きの不備による損害		●	<table><tr><th>No</th><th colspan="2">リスクの種類</th><th>リスクの内容</th><th colspan="2">負担者</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th>本市</th><th>事業者</th></tr><tr><td colspan="6">(略)</td></tr><tr><td>72</td><td rowspan="4">維持管理・運営段階</td><td>施設瑕疵</td><td>施設に補修を要する瑕疵が見つかった場合</td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>73</td><td rowspan="3">泉源 (代替掘削)</td><td>泉源の供給湯量の低下、温度低下 ※2</td><td colspan="2">協議事項</td></tr><tr><td>74</td><td>泉源の枯渇 ※3</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>75</td><td>事業者の過失（設備不良、掃除不足等）による泉源の供給湯量低下、温度低下及び枯渇</td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>76</td><td>移管</td><td>事業の終了 手続</td><td>事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業終了手続きの不備による損害</td><td></td><td>●</td></tr></table>	No	リスクの種類		リスクの内容	負担者						本市	事業者	(略)						72	維持管理・運営段階	施設瑕疵	施設に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●	73	泉源 (代替掘削)	泉源の供給湯量の低下、温度低下 ※2	協議事項		74	泉源の枯渇 ※3	●		75	事業者の過失（設備不良、掃除不足等）による泉源の供給湯量低下、温度低下及び枯渇		●	76	移管	事業の終了 手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業終了手続きの不備による損害		●
No	リスクの種類		リスクの内容	負担者																																																																																																
				本市	事業者																																																																																															
(略)																																																																																																				
72	維持管理・運営段階	施設瑕疵	施設に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●																																																																																															
73		施設譲渡	本市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		●																																																																																															
74		泉源 (代替掘削)	泉源の供給湯量の低下、温度低下 ※2	協議事項																																																																																																
75			泉源の枯渇 ※3	●																																																																																																
76			事業者の過失（設備不良、掃除不足等）による泉源の供給湯量低下、温度低下及び枯渇		●																																																																																															
77	移管	事業の終了 手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業終了手続きの不備による損害		●																																																																																															
No	リスクの種類		リスクの内容	負担者																																																																																																
				本市	事業者																																																																																															
(略)																																																																																																				
72	維持管理・運営段階	施設瑕疵	施設に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●																																																																																															
73		泉源 (代替掘削)	泉源の供給湯量の低下、温度低下 ※2	協議事項																																																																																																
74			泉源の枯渇 ※3	●																																																																																																
75			事業者の過失（設備不良、掃除不足等）による泉源の供給湯量低下、温度低下及び枯渇		●																																																																																															
76	移管	事業の終了 手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業終了手続きの不備による損害		●																																																																																															